

河 南 高 第 6 1 9 号

令 和 2 年 8 月 5 日

大阪社会保障推進協議会

会長 井 上 賢 二 様

河南町長 森 田 昌 吾

2020年度自治体キャラバン行動

「新型コロナ感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための
要望書」について(回答)

2020年6月26日付けで提出のありました標記について、別紙のとおり回答します。

2020年度自治体キャラバン行動

「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」回答書

【要望内容】

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。
その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

職員については、消防事務委託に伴う職員の身分移管を除き、ここ10年の長期にわたり職員の削減は実施しておりません。
今後とも、業務量などを踏まえながら、適正な職員の配置を行ってまいりたいと考えております。
(人事財政課)

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

令和2年4月28日から令和3年3月31日までの出生児1人10万円の給付や重度障がい者に1人2万円を給付、学習等の支援として高校生世代(町住民)に対して1人3万円を給付、こども園・保育所・学童施設等で勤務する住民に対し1人2.5万円を給付、児童扶養手当受給世帯へ1世帯3万円の給付を予算化しております。
今後については、住民の生活状況、財政状況を鑑みながら、必要に応じ検討していきたいと考えております。(人事財政課)

本町独自の施策として、府休業要請支援金の対象とならない中小企業等に対し「経営継続化支援金」を支給しています。
また、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降に生まれたこども1人につき10万円を支給する予定です。
今後とも、これらの緊急支援施策を必要に応じ実施し、町民の皆様の生活の安定と地元商工業者の方々の事業活動に全力で取り組んで参ります。(秘書企画課)

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

緊急的な措置である特別定額給付金の今後の実施に係る必要性については、感染拡大の今後の動向や社会情勢等を踏まえ、その財源も含め、国に要望して参ります。(秘書企画課)

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

本町では、現在のところ実施に関して、検討しておりません。
今後、必要に応じ、検討して参ります。(秘書企画課)

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

学校給食費については、新型コロナウイルス感染症対策による支援策として、令和2年度に限り、1/2助成を実施します。また、無償化については、継続的な財源確保が必要であるため、財政当局と調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えています。

休校中の給食提供については、食数の把握方法、食材の確保等課題があるため難しいと考えております。(給食センター)

保育所・こども園・保育園の給食費については、令和元年10月から施行されました幼児教育無償化制度により、これまで保育料に含まれていた副食費が外だしされ、実費徴収となりました。町としても、子育て世帯の負担軽減を図るべく、制度の施行にあわせて、ここにこランチ事業として、国基準の月額4,500円を上限に、副食費を助成しています。(こども1ばん課)

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

税については、基本的には全国一律の制度であり、本町においても、個人住民税や固定資産税は標準税率で課税しております。また、今後、標準税率を上回る超過課税を行う予定はございません。

減免については、新型コロナ感染症の状況にかかわらず、個々の納税者の個別具体的な事情を考慮し、納税者個別の納付相談などを行うとともに、天災や貧困等特別の事情がある者が真に担税力がないと認められる場合は、従来から地方税法上減免措置が規定されているところです。また、新型コロナ感染症に起因する収入の減少に対しては、地方税法上徴収猶予制度があり、税金を納期限までに納められない事情がある場合には、その徴収を猶予し、その期間中に分割払いなどで完納していただく制度を運用しています。(税務課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備するため、令和2年3月に国から国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者の傷病手当を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を検討するよう要請があった。それを受け、同年5月臨時会議に条例改正を行い、傷病手当金を支給する体制を整えた。内容は財政支援の対象範囲と同一としている。

減免については、令和2年4月の閣議決定を受け、同年6月議会において条例改正を行った。財政支援の対象となる減免基準と同一の、国基準に対応したコロナ感染による要綱を制定した。

また、通常の減免については府の統一基準に合わせた要綱に改正した。

住民への周知については、令和2年6月の保険料通知発送の際に傷病手当、減免等の内容についての案内を同封するとともに、広報・ホームページにも掲載した。申請については、窓口だけでなく郵送でも受付している。(保険年金課)

介護保険料におきましては、第7期介護保険事業計画における保険料率に加え、第1段階から第3段階の低所得者につきましては消費税による公費の投入による軽減を実施しております。減免については、本年6月議会において条例改正を行い、減免対象とする保険料を令和2年2月1日まで遡及できるように改正を行いました。国の財政支援の対象となる減免基準と同じ基準で新型コロナウイルス感染症による減免要綱を制定しました。減免制度の内容につきましては、本町独自支援事業である「かなんシニアわくわく商品券」(65歳以上の住民全員に5000円分の商品券を配布)の案内にて周知を行い、個々の事情の相談に応じて受付しております。(高齢障がい福祉課)

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

生活保護、住宅確保給付金の相談等あれば、担当部署である富田林子ども家庭センターと連携しつつ、三密とならないよう郵送等を利用して随時対応してまいります。(高齢障がい福祉課)

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国の主導のもと、大阪府内の各保健所等がきめ細かな対応にあたっていただいております。富田林保健所においても必要に応じてPCR検査を実施しており、その結果につきましても共有させていただいております。本町におきましても第2波の発生に向けて、富田林保健所や富田林医師会等と連携し、協力体制を維持していく所存でございます。(健康づくり推進課)

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

近隣市町村の動向を踏まえながら、今後の対応を検討してまいります。(健康づくり推進課)

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

富田林医師会の要請により、各医療機関へ配布用のマスクを提供いたしました。また、富田林保健所にN95マスクの寄贈等も行ってまいります。今後も必要に応じて対応してまいります。(健康づくり推進課)

現在、町では大阪府と連携してマスクや消毒液、防護服(ガウン)などの感染症対策物品を調達しています。町内で感染者が拡大した場合には、医療機関をはじめ、介護事業所等に必要な物資を配付することも検討しています。(危機管理室)

介護事業所等における感染症対策物品につきましては、危機管理室と連携し、対応してまいります。(高齢障がい福祉課)

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

今般のコロナウイルス感染症による医療機関の利用者減による影響について、近隣市町村と連携をとりつつ、必要に応じて対応してまいります。(健康づくり推進課)

新型コロナ感染症の影響により利用者が減少した介護(障がい福祉)事業所の財政支援につきまして、近隣市町村と連携をとりつつ、対応してまいります。(高齢障がい福祉課)

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

富田林子ども家庭センターをはじめ、学校園、教育課、健康づくり推進課など、事象に応じて関係部署と連携を密にし、対応してまいりたいと考えております。(こども1ばん課、高齢障がい福祉課)

DVにつきましては、その被害を早期に把握し安心して暮らせるように、相談窓口の周知や相談体制の充実を図り、関係部署や関係機関と連携を密にしてDV防止に向けた取り組みをしてまいります。(住民生活課)

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

避難所内での感染症拡大を防止するため、避難所受付時に感染の可能性のある方と一般の方のスクリーニングを実施しています。また、避難所内でのアルコール消毒の徹底や、体調が優れない方との接触機会を失くすための施設のゾーニングを行っています。(危機管理室)

【河南町社保協準備会からの独自要望】

○子ども施策

多くの町民から親しまれ利用された「町営プール」が、2012年8月、施設の老朽化、管理上の問題などで様々な事情により廃止され、その代替として「町営かなんびあ」のプールを7月、8月の休刊日に限定して一般に開放し、現在に至っています。

代替プールの利用は8回で、規模、利用回数とも不十分なもので、子どもたちやお母さん方から、署名や多くの要望が寄せらせており、町営プールの復活を強く要望します。

「町営プールの」新たな建設を第一といたしますが、当面の措置として①町内小学校・中学校プールのうち、適宜のものを夏休み期間中町民に開放すること、②「かなんびあ」の代替プールの利用を現行の8回から12回以上に拡大し、併せて一般に利用されている都度利用を、7月8月の期間に限定して、小学生を現行300円から100円に引き下げてください。

また、公民館などを「かなんびあ」施設内に移転したことに加え、施設会員が近年大幅に増加したことなどで駐車場が手狭になり、利用者が大変迷惑をしていますので改善を要望します。

なお、近隣市町村では、富田林市と羽曳野市及び河内長野市で市民プールを運営、また大阪狭山市など一部の市町村で、小学校プールを開放しています。

プールの復活については、次の団体から賛同をいただいています。

河南町老人クラブ連合会

南河内自然と子供ネットワーク

新日本婦人の会富田林支部

全日本年金者組合太子・河南支部

「かなんびあ」でのプール開放は、平成30年度に従来の4日から、さらに4日増やし、7月、8月に8日間実施しております。利用者数は延べ人数で平成29年度は502名(3日間※4日の予定が台風で1日中止)、平成30年度は846名(8日)、令和元年度は649名(8日)です。一日あたりの平均で、平成29年度は163名、平成30年度は105名、令和元年度は80名となっており、激減しております。

また、「かなんびあ」の運営につきましては、町営ではなく指定管理者制度を導入しており、指定管理者の協力をいただきながらプール開放を行っております。開放日を8日に増やすため、本来は営業日でありました7月と8月の日曜日2回を臨時休館していただき、プール開放を実施した次第でございます。そのため、施設会員の皆様にもご不便をおかけし、これに対する苦情も多数いただいております。これまでプール開放につきまして、利用日数の増加などさまざまなご要望をいただいておりますので、実施日数を拡大し対応してまいりましたが、現状は要望に基づくような結果にはなっておりません。このような結果や現在まだ終息していないコロナ感染症防止対策である「新しい生活様式」を踏まえながら、今後はより実情にあった事業展開を検討してまいりたいと考えております。(健康づくり推進課)

○まちづくり戦略

安全・安心のまちづくりとして、自然災害対策が急務です。

災害が発生した場合、災害対策基本法及び災害救助法に定めるところにより、国及び地方自治体の責務として、避難所の設置をはじめ、地域住民の安全を確保する必要な措置を取らなければなりません。現状は指定された各地域自治会等の自主防災組織(全国で 16 万箇所、河南町では 33 か所)にほぼ丸投げの状態、大規模災害に備えるハード面の体制が十分整えられていないのではないかと危惧しています。

必要な防災資機材や備蓄品の整備を行い、各地区住民が避難生活に必要とする食糧、水、毛布などを備蓄する地区防災倉庫など、災害拠点づくりと、災害に対応する体制づくりを早急に進めるよう要望します。

町では、各自主防災組織に必要な物資を調達していただくため、物資の購入に対する補助を実施しているほか、災害時の事前行動計画「コミュニティタイムライン」の策定支援や、総合防災訓練を通じて地域防災力の向上に努めています。(危機管理室)